



田原の池田信義さん（80才）から、「飲んだら、乗るな」と飲酒運転防止安全の標語を書き入れたひょうたん飾りをいただきました。ひょうたんには、飲酒運転撲滅の願いが込められています。

近年、飲酒運転による事故の発生が社会問題化し、全国的に飲酒運転の撲滅が叫ばれているところであります。これをうけ、町長以下職員一同は、飲酒運転をしない・させない・飲ませないことの徹底をはかるために、飲酒運転撲滅運動を推進することを宣言いたしました。宣言内容は次のとおりです。

飲酒運転撲滅宣言

さつま町役場は、町長をはじめ職員一同交通法令を遵守するとともに他のドライバーの模範となる運転マナーと安全運転に心がけ、特に

**飲酒運転は絶対にしない、させない
車を運転する者には絶対に飲ませない**

ことを堅く誓い、飲酒運転撲滅運動を推進することをここに宣言致します。

平成18年10月

さつま町長 井上 章三
外職員一同

◆人権相談所の開設について

高齢者施設等の社会福祉施設の入所者及びその関係者の方々が気軽に人権相談を受けられるように、人権擁護機関が施設に向いて特設人権相談所を開設します。

相談員は、法務局職員及び町の人権擁護委員です。

相談は無料で秘密は固く守られます。

○日時 12月24日（日）

午前10時～午後3時まで

○場所

特別養護老人ホーム

「アルテンハイム鶴宮園」

○対象者

施設入所者とその家族及び施設に勤務する職員

◆12月「人権週間における啓発活動」について

「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）12月10日の国連総会において採択されたことから、国において、12月4日から10日までの1週間は「人権週間」と定めています。

この期間内に国・県一体となって、人権問題に関する各種啓発活動を集中的に実施し、

人権意識の普及高揚を図っています。

○重点目標

「育てよう一人一人の人権意識」思いやり心・かけがえのない命を大切に」

○強調事項

女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別、外国人、HIV感染者やハンセン病患者などに対する人権差別・偏見をなくすため、人権を守る15項目を設定し、期間中テレビ・ラジオほか、さまざまな啓発活動を展開しています。

人権問題を解決するためには、誰もがお互いの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向け努力を重ねていくことが大切です。

退職者

◆11月1日付け退職

赤崎 弘道
薩摩総合支所経済課長補佐

労働力調査に

ご協力ください

この調査は、就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施している国の指定統計調査です。

この調査の結果から「完全失業率」などがわかり、わが国の雇用対策には欠かせない調査です。

対象は、統計理論に従って無作為に選ばれた世帯の十五歳以上の方で、選ばれた世帯には、調査員が訪問して調査票を配付します。調査票は、統計以外の目的に使われることは絶対ありません。

また、秘密の保護には万全を期しています。皆さんのご協力をお願いします。

